

写真 52 阪神・淡路大震災犠牲者追悼式

ようになる。

政府は、毎年一月十七日を「防災とボランティアの日」、同月十五日から二十一日までを「防災とボランティア週間」と定めた。被災地としても大震災の教訓を創造的復興へとつなげていくため、行政・学界・民間あげて阪神・淡路大震災一周年記念事業が展開された。記念事業は、その後一〇年間にわたり毎年この時期を中心に実施され、被災地からの情報発信を続けることになった。なお、「震災復興関連イベント等の事例収集と調査」によると、平成七年一月から平成八年一月にかけて、市民グループやボランティア団体、行政、企業・経済団体、学術専門団体等により、記念事業も含め七四一件の震災復興関連イベントが実施されている。

第四節 復興前期（平成十（一九九八）年四月～平成十二年三月）

多くの人々が応急仮設住宅で暮らす中で、時間の経過とともに生活再建支援に関わる新たな課題が見えてきた。仕事を失った中高年の人々への対応が課題となり、新たな支援策が導入された。中間支援的な機能を担うNPO／NGOなどが支援活動を展開し、応急仮設住宅から恒久住宅への早期移行の取組も本格化した。また、震災から五年を迎えるに当たり、阪神・淡路大震災についての国際検証が行われた。

一 復興を検証

大震災から五年を迎えるに当たり、県が進めてきた震災対策を国際的な視点から客観的に評価・検証し、今後に向けて国内外に発信するため、平成十一年度に震災対策国際総合検証事業が実施された。防災体制、保健医療、応急救助、災害弱者・ボランティア、被害認定・自立支援、生活・住宅再建支援、復興体制、まちづくり、産業復興、文化復興、マスコミという二〇のテーマを設定し、各テーマに応じて国内・海外の三六人の専門家に検証委員を委嘱し、第三者の視点で検証が行われた。関係者へのヒアリングや現地調査を行うサマーセッションなどを経て、将来に継承すべき方策や今後充実すべき方策など、二四八項目の提言がとりまとめられた。その成果は、平成十二年一月十六日に開催された「震災対策国際総合シンポジウ

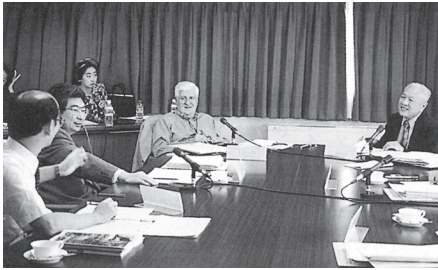


写真 53 震災対策国際総合検証事業

ム in H Y O G O」で発信され、報告書にまとめられると同時に、「阪神・淡路震災復興計画後期五か年推進プログラム」に反映された。

神戸市は平成十年六月に神戸市復興・活性化推進懇話会を設置し、「生活再建」「安全都市」「住宅・都市再建」「経済・港湾・文化」の四分野について復興検証を行った。神戸市では市民参画型のワークショップ形式での検証や、一人を対象の大規模な質問紙調査も実施された。検証結果は「復興の総括・検証に関する提言」としてとりまとめられ、平成十二年一月に市長に提出されるとともに、「神戸市復興計画推進プログラム」に反映された。

また、市民研究会などの民間団体でも独自の検証が実施され、出版物としてま

とめられた。

国においては、平成九年から十一年度を実施した阪神・淡路大震災教訓情報分析・活用調査に基づき、「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」を作成し、その後、平成十二年度から十八年度にかけて増補が行われている。

二 復興計画のフォローアップ

平成七年に設置された「阪神・淡路震災復興計画推進委員会」は、復興計画のフォローアップを継続し、中間報告に引き続き、震災から三年が経過した平成十年三月には総括提言「創造的復興への戦略」をとりまとめ、その活動を終了する。委員会からの提言や、平成九年度に各地域で実施された復興推進フォーラム、県民や各種団体からの意見・提言及び震災後の復興の進捗などを踏まえ、復興計画を更に効果的かつ着実に推進するための戦略を示した「阪神・淡路震災復興計画推進方策」を県は平成十年三月にとりまとめた。推進委員会後のフォローアップを行う組織として、平成十年七月に「阪神・淡路震災復興計画推進会議」（座長：三木信一前神戸商科大学学長）が設置された。

また、県では復興検証に加え、復興の現場で活躍する団体・企業・市民等のこれまでの取組や成果、提言、要望等を把握し、五年目のフォローアップを行うため、「復興県民フォーラム」を被災地各地で平成十一年十一月から十二月にかけて実施した。

平成十二年三月には「阪神・淡路震災復興計画後期五か年推進プログラム策定委員会」（委員長：新野幸次

郎神戸大学名誉教授・神戸都市問題研究所理事長）を設置し、国際検証やフォローアップの成果も踏まえ、同年十一月に「阪神・淡路震災復興計画後期五か年推進プログラム」を発表した。

三 復興課題への対応

復興住宅への移行 と高齢者の見守り

応急仮設住宅から災害復興公営住宅への移行に際しては、高齢者や仮設住宅入居者など
の優先枠を設けるとともに、低所得者への特別家賃低減化対策を導入するなど、円滑な
移転に向けた取組が行われた。平成十年二月に、生活復興支援総合プログラムが策定され、様々な主体の協
働による生活復興への取組が進められた。



写真 54 生活復興相談員による高齢者の見守り活動

高齢者の見守り活動は、応急仮設住宅から災害復興公営住宅に移っても
大きな課題であった。優先枠も影響して入居者の世代構成は高齢者に偏る
傾向がみられた。シルバーハウジングに常駐して高齢者の見守り活動を行
う生活援助員（L S A : Life Support Adviser）等による見守り活動が行われた。
生きがいづくり 高齢者だけでなく、震災により家族や職場を失った中高
と雇用の創出 年に対するケアの必要性も明らかになった。生活再建支
援を行う中で、助けられるだけではなく、生きがいを持つことが災害から
立ち直っていく上で重要ということが明らかとなった。このため、中高年
に対する支援として、就労機会を提供し生きがいを感じてもらおう「被災地

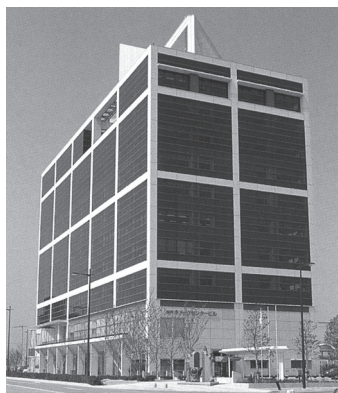


写真 56 NIROの本拠地が設置されたキメックセンタービル

あった。まちなぎわいづくりのため平成九年からは商店街や小売市場に対して復興基金を用いたイベントや共同施設建設のための助成事業が開始された。

さらに新産業の創造に向けて、平成九年三月には「新産業創造研究機構」(NIRO)が県・神戸市・経済界により官民一体となって設立された。のちにNIROには中小企業の新製品開発を支援する「技術移転センター」や大学の研究成果の事業化を促進する



写真 55 被災地しごと開発事業

しごと開発事業」「いきがい『しごと』づくり事業」が継続された。

また、インフラの復旧や住宅再建が一段落する平成十一年度には被災地の有効求人倍率が過去最低の〇・三〇にまで落ち込むなど、仕事の確保が重要な課題となり、五万人のしごと・雇用創出を目標に掲げた「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」が策定された。平成十一年度から復興基金で「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」が、同年十二月には連合兵庫、兵庫県経営者協会、県の三者合意により兵庫型ワークシェアリングの導入が行われた。

まちなぎわいづく
りと産業の活性化

商店街や市場の仮設店舗での営業が再開されたが、量販店の進出や商圈人口の流出、さらには経営者の高齢化に

伴う廃業といった問題もあり、被災した商店街の再活性化が継続的な課題で

技術移転機関「TLOひょうご」が設置され、産業復興における地域産業の活性化に取り組んだ。

NPO/NGO Oによる支援

被災者の生活再建を支援する上でNPO・ボランティア団体の果たす役割も不可欠である。平成十年四月、フェニックスプラザにボランティア団体等の活動支援拠点として、「生活復興NPO情報プラザ」が設置され、生活復興県民ネットが事務局を担った。同年十二月には、被災地でのボランティア活動が契機となって特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、県内のボランティア団体等のNPO法人化が進んだ。平成十二年一月には、官・民・学・企の連携を図りながら市民の力で市民活動を支える仕組みとして、「しみん基金・KOBÉ」が発足した。先述の「生活復興ラウンドテーブル」は、平成十一年に「NPOと行政の生活復興会議」となりNPO等からの被災地の生活復興に関する提案を協議するといった活動が行われた。

第五節 本格復興期（平成十二（二〇〇〇）年四月～平成十七年三月）

平成十二年一月十四日をもって応急仮設住宅は解消されたが、災害復興公営住宅での生活支援が新たな課題となり、継続して様々な試みが続けられた。商店街・地場産業の復興も課題となり、新たな支援策が講じられた。また、震災の教訓を伝えるための試みや震災一〇年の復興検証が行われ、安全・安心に関する諸機関の集積なども進んだ。復興計画が終期を迎え、次なるフェーズに向けて復興の推進体制などの見直しが進